

教 職 第 1 9 5 0 号
令和3年（2021年）10月29日

各道立学校長 様

教 育 部 長

冬の感染拡大防止に向けた取組について（通知）

この度、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第83回本部会議（10月28日開催）において、10月31日をもって「秋の再拡大防止特別対策」を終了し、11月1日以降は、屋内での活動の増加や年末に向けた社会経済活動の活発化に伴い、感染リスクが高まる可能性があることを踏まえ、基本的な感染防止行動の実践を呼びかける取組として「冬の感染拡大防止に向けて」が決定されました。

つきましては、これに伴い、「職員の感染防止・拡大防止対策」を別紙のとおり改訂し、11月1日から施行することとしましたので、引き続き、マスクの着用、手洗い、手指消毒などの基本的な感染防止対策に取り組むよう所属職員に周知願います。

総務政策局総務課人事係
教職員局教職員課サービス制度係
教職員局福利課健康管理係

職員の感染防止・拡大防止対策

1 職員の健康管理

- ・ マスク着用・手指消毒・手洗い・咳エチケットの徹底。（重症化リスクの高い方と接する職員は、特に徹底すること。）
- ・ 職員間のビニール等による仕切りの設置。
- ・ 毎朝の体温チェックを行い、発熱など風邪の症状がみられたときはもとより、体調に変化が見られたときは、自宅での療養と症状に応じた適切な対応。
- ・ 職員がPCR検査を受検した際は、職場やトイレなど共有箇所を速やかに消毒。
- ・ 濃厚接触者として想定される職員を確認の上、自宅待機。
- ・ 機械換気設備がない場合、体調管理に留意した定期的な換気を実施。
- ・ 職場内における特定の職員間での打合せなどは、短時間。
- ・ 昼食時には、会話を慎み、食事等が終わったら、直ちにマスクを着用。
- ・ 電話、パソコン等については、複数人での共用をできる限り回避。
- ・ 職員が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施。
- ・ 重症化リスクの高い職員（高齢な職員や基礎疾患を有する職員等）は、慎重な行動を徹底。
- ・ 職場内で「うがい・歯磨き」をする際は、飛沫感染防止の工夫。
- ・ 職員は、令和3年4月19日付け教福第71号通知により健康観察シートや健康観察アプリ等を活用し、体調管理を徹底。

2 感染リスクを回避する行動

- ・ 「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止行動を実践すること。
特に、「換気」など屋内での感染防止行動を実践すること。
- ・ 発熱や咳など体調が悪い場合には外出を控えること。
- ・ 飲食の際は、北海道飲食店感染防止対策認証店など、感染防止を徹底している飲食店等を選び、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用するなど、感染リスクを回避すること。
特に、大人数の飲食の際は、より一層注意すること。